# 別紙　廃止対象様式一覧

## 対象様式

今後廃止となる予定の様式と、廃止予定日の一覧について、以下に示す。

表1-1廃止対象様式一覧

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 手続分類 | 様式名 | 手続ID | 廃止予定日 | 廃止理由 |
| 1 | 商業 | 電子証明書発行申請書 | HM0601010100001 | 2022/03/05 | ※１ |
| 2 | 商業 | 登記申請書（会社用）（支店の登記同時申請用） | HM0601000200001 | 2022/09/01 | ※２ |
| 3 | 商業 | 登記申請書（会社用）（支店の登記同時申請用）（電子証明書発行同時申請用） | HM0601000200031 | 2022/09/01 | ※２ |
| 4 | 商業 | 登記嘱託書（会社用）（支店の登記同時申請用） | HM0602000200001 | 2022/09/01 | ※２ |
| 5 | 商業 | 登記申請書（法人等用）（従たる事務所等の登記同時申請用） | HM0601000400001 | 2022/09/01 | ※２ |
| 6 | 商業 | 登記申請書（法人等用）（従たる事務所等の登記同時申請用）（電子証明書発行同時申請用） | HM0601000400031 | 2022/09/01 | ※２ |
| 7 | 商業 | 登記嘱託書（法人等用）（従たる事務所等の登記同時申請用） | HM0602000400001 | 2022/09/01 | ※２ |
| 8 | 商業 | 登記申請書（登記事項提出用）（法人従たる事務所の登記同時申請用） | HM0601000440001 | 2022/09/01 | ※２ |
| 9 | 商業 | 登記嘱託書（登記事項提出用）（法人従たる事務所の登記同時申請用） | HM0602000440001 | 2022/09/01 | ※２ |
| 10 | 商業 | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面申請書（会社用）（支店の登記同時申請用） | HM0608000200001 | 2022/09/01 | ※２ |
| 11 | 商業 | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面嘱託書（会社用）（支店の登記同時申請用） | HM0609000200001 | 2022/09/01 | ※２ |
| 12 | 商業 | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面申請書（法人等用）（従たる事務所等の登記同時申請用） | HM0608000400001 | 2022/09/01 | ※２ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 13 | 商業 | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面嘱託書（法人等用）（従たる事務所等の登記同時申請用） | HM0609000400001 | 2022/09/01 | ※２ |
| 14 | 商業 | 登記事項提出書（登記申請用）（会社用）（支店の登記同時申請用） | HM0601000240001 | 2022/09/01 | ※２ |
| 15 | 商業 | 登記事項提出書（登記嘱託用）（会社用）（支店の登記同時申請用） | HM0602000240001 | 2022/09/01 | ※２ |

廃止理由

※１：商業登記電子証明書の発行、廃止、再開、再発行及び識別符号の変更の申請を実施可能な「電子証明書」手続の追加に伴い、「商業」手続の電子証明書発行申請書を廃止する。

※２：令和４年９月１日の改正会社法の施行に伴い、支店所在地における登記に係る申請様式を廃止する。

## 廃止対象となる様式の取り扱い

　廃止対象様式について、以下に示す。

### 2.1 廃止日以前に送信完了した廃止対象様式の申請書の扱い

廃止日以前に廃止対象様式（表1-1）で正常に送信完了した場合、手続終了までその後の処理は通常通り実施される。

そのため、廃止日以前に送信完了した対象の様式の申請書については、廃止日以降であっても通常通り処理が実施可能な状態にする必要がある。この処理には、処理状況照会、補正書・取下書の作成及び送信を含む。

### 2.2 廃止日以降の廃止対象様式の申請書の扱い

廃止日以降に廃止対象様式（表1-1）の申請書を送信するのは不可とする。

廃止日以前に廃止対象様式（表1-1）の申請書を事前作成したものについても、廃止日以降の送信は不可とする。